

削減義務実施に向けた専門的事項等検討会設置要綱

(制定) 平成20年10月16日 20環都計第294号

(改正) 平成24年11月30日 24環都総第616号

(改正) 平成30年 2月28日 29環地総第639号

(改正) 令和 4年 8月 3日 4環気総第 46号

(設置目的)

第1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の12に基づき、削減義務率を定め、又は変更する際等に専門的知識を有する者からの意見を聴くため、削減義務実施に向けた専門的事項等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 検討会は、削減義務率の決定又は変更など事業所の温室効果ガスの削減に当たり専門・技術的な検討が必要な事項を検討する。

(構成)

第3 検討会は、学識経験者、専門的知識を有する者のうちから、環境局長が委嘱する委員5人以内をもって構成する。

2 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会の下に特定の事項に関して検討するためのワーキンググループを設置することができる。

3 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に臨時委員を置くことができる。

4 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第4 委員の任期は、1年以内で環境局長が指定する期間とする。

2 環境局長は、必要があると認めるときは、各委員の任期を延長することができる。

(座長)

第5 検討会に座長を置き、座長はあらかじめ環境局長が指名する。

2 座長は、会議の司会及び進行を務める。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催等)

第6 検討会は、環境局長が招集する。

2 検討会は、公開で行うものとする。

(議事録及び会議資料)

第7 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第8 検討会の庶務は、環境局気候変動対策部において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 2月 28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 8月 3日から施行する。